

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の閣議決定について



平成 27 年 11 月 6 日、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令が閣議決定されました。

また、平成 27 年 9 月 14 日から同年 10 月 13 日に実施した「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令案」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」等に対する意見募集の結果について公開されました。

・政令の概要

- (1) 廃水銀等を特別管理廃棄物に指定し、その処理基準の強化
- (2) 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀汚染物の処理基準等の追加

・施行期日

廃水銀等の特別管理廃棄物への指定及びその収集運搬基準については水俣条約の発効日又は平成 28 年 4 月 1 日のいずれか早い日。廃水銀等の硫化・固型化の基準並びに水銀使用製品産業廃棄物及び水銀汚染物の処理基準については平成 29 年 10 月 1 日。

当社では、水銀、カドミウム、鉛など有害金属の製品や環境分析において実績があります。お気軽にお問い合わせください。

資料 平成 27 年 11 月 6 日付 環境省報道発表資料

製品分析箇所 竹下尚長

